

## 東庄町三世代ファミリー定住支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、東庄町三世代ファミリー定住支援補助金（以下「三世代補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）において、同一世帯内で15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。以下「孫」という。）と同居している親子世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の父又は母をいう。
- (3) 親世帯 子のいずれかの二親等内の直系尊属が属する世帯をいう。
- (4) 三世代世帯 子世帯及び親世帯をいう。
- (5) 同居 同一敷地内に三世代世帯が居住することをいう。
- (6) 住宅の取得等 住宅取得（新築又は購入（中古住宅を含む。））、増築、改築又は住宅の機能向上のために行う修繕、補修若しくは模様替え等の工事をいう。

### (交付の目的)

第3条 三世代補助金は、予算の範囲内において、町内で同居するために住宅の取得等をする者に対し、その費用の一部を補助することにより、子育て環境の充実及び高齢者支援を推進するとともに、定住化の促進を図ることを目的とする。

### (交付の対象者等)

第4条 三世代補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 申請日において、三世代世帯が同居をし、又はしようとしている者であること。
- (2) 三世代世帯の構成員のいずれも町税の滞納がないこと。
- (3) 補助金交付の日から3年以上三世代世帯が同居を継続する見込みのある者であること。
- (4) 子又は親世帯のいずれかが住宅の取得等に係る工事の契約者であること。
- (5) 住宅の取得等に係る工事について、本町で実施している他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 親世帯及び子世帯全員が、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (8) 第8条に規定する交付決定年月日に係る年度内に工事を完了し、実績報告書を提出できること。
- (9) 三世代世帯の構成員のいずれもが、東庄町暴力団排除条例（平成24年東庄町条例第1号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第5条 住宅の取得等に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 新築に要する工事請負契約又は購入に要する売買契約に係る経費
- (2) 居住するための部分の増築又は改築等
- (3) 屋根、雨樋、柱、外壁の修繕又は塗装等の外装工事
- (4) 床、内壁、天井等の内装替え及び畳の取替え等の内装工事
- (5) 雨戸、戸、サッシ及びふすま等の取替え等の建具工事

- (6) 電気又はガス等の設備工事
- (7) トイレ、風呂及びキッチン等の水周り改修等の給排水工事
- (8) その他町長が三世代世帯での同居にあたり必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる住宅の取得等に係る経費は、補助の対象としない。

- (1) 補助の対象となる経費が200万円未満の工事
- (2) 敷地造成、門、塀及びその他の外構工事
- (3) 家具又は家庭用電気機械器具等の購入等
- (4) 物置又は車庫等の設置等
- (5) その他町長が補助の対象として適当でないと認めるもの  
(補助金の交付額)

第6条 三世代補助金の交付額は、20万円とする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により、三世代補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、住宅の取得等に係る工事を着手する前に、東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 親と子と孫の関係を証明できる書類
- (2) 住宅の取得等に係る見積書の写し
- (3) 同居する住宅の位置図
- (4) 住宅の取得等の工事内容を明らかにする図面
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 規則第4条の規定により、町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、町長は、前項に規定する決定の結果を東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金交付決定(却下)通知

書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、住宅の取得等に係る内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）をあらかじめ町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告の提出）

第10条 交付決定者は、規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、東庄町三世代ファミリー一定住支援補助事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 三世代世帯全員の住民票の写し
- (2) 住宅の取得等に係る契約書の写し
- (3) 住宅の取得等に係る領収書の写し
- (4) 増築又は改築等の場合は、工事前と工事後の状況を明らかにする写真
- (5) 住宅の取得等に係る竣工図等
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

( 交付の請求 )

第 1 2 条 交付決定者が規則第 1 4 条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金交付請求書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

( 決定の取消等 )

第 1 3 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、東庄町三世代ファミリー一定住支援補助金交付決定取消通知書(様式第 8 号)により、交付決定者に通知するものとする。

( 補助金の返還 )

第 1 4 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

( その他 )

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。